

令和5年度（運動・文化）部活動の方針

課外活動の方針

学校コード：7711 学校名：木曽町立日義中学校

目標

学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、スポーツや文化活動を通して、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力を育成する。また、社会体育活動との連携を図りながら、感謝の心、友達や物を大切にする心を育て、次代を担う生徒たちの健全育成を図る。

本校の運営方針

1 運営の基本方針

- (1) 部活動の指導は、生徒が学習をはじめとする学校での活動と家庭での生活がバランスよく行えるよう十分に配慮した計画に基づき、校長が承認した指導方針・指導計画のもとで実施する。
- (2) 「長野県中学生期のスポーツ活動指針」（県教委H26 策定・H31 改訂）に則した運営・活動を行う。

2 活動時間、休養日、長期休業中の活動等について

- (1) 朝の部活動は、原則行わない。中体連夏季大会前、新人大会前の各1カ月前より大会前日の期間のみ活動を行う。（活動日＝火～金曜日 活動時間＝7:30～8:00）
- (2) 午後の活動時間は、原則2時間以内とする。終了時刻は、日没時間等を考慮し、下記の通りとする。

4月～9月初旬	9月中旬～下旬	10月	11月～1月	2月	3月
18:00	17:30	17:00	なし	17:00	17:30

- (3) 各部（バレーボール・バスケットボール・ソフトテニス）とも、1週間に2日以上休養日を設ける。原則として、水曜日と日曜日を休養日とする。
- (4) テスト前3日間は、ノー部活デーとする。
- (5) 休日練習は、長くとも3時間程度とする。大会等への参加により、土日両方活動する場合は、翌週の中で休養日を設ける。
- (6) 長期休業中の活動日は平日とし、休業日数の2分の1程度とする。練習時間は、3時間程度とする。
- (7) 大会等への参加については、原則として「学校の教育活動として認める大会・練習等」への参加のみ可とし、その他の大会や練習試合に参加する場合は、学校長の許可を得る。

指導体制の工夫

- 部活動顧問は複数の教職員で構成し、休日の指導や大会引率を当番制で行うなどして、負担の軽減に努める。
- 部活動指導員、社会体育指導者に対しては、本校の教育目標や活動方針について十分理解を得た上で、部活動顧問と協力しながら指導にあたっていただく。

その他

- 運動に偏らない部活動運営として「学芸部」を位置づける。
- 部活動説明会や部活動参観を年間の予定に位置づけて、保護者へ周知する。
- 5月以降、部活動の方針を学校ホームページで公開し、保護者や地域に周知する。
- 2週間前には、各部ごとに翌月の予定を配布するなどして、計画的な部活動運営を行う。